

Title	明六雑誌の伝播と読者層：都市民権から地方民権への一断面
Sub Title	On the diffusion of Meirokuzasshi (『明六雑誌』) and its reader's circle
Author	戸沢, 行夫(Tozawa, Yukio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1987
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.57, No.2 (1987. 9) ,p.75(243)- 108(276)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19870900-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明六雑誌の伝播と読者層

——都市民権から地方民権への一断面——

戸 沢 行 夫

幕末期の洋学隆盛を背景にして、維新时期における日本「近代」をその知性において、それも集団として担ったのが明六社であった。⁽¹⁾「本朝ニテ學術文芸ノ会社ヲ結ビシハ今日ヲ始メトス」との西村茂樹の発言が示すように、明六社は西欧近代の思想や制度、文物を紹介するわが邦最初の啓蒙的な知的集団を形成した。

啓蒙的な知識人の集団である明六社は、この邦の「學術文社中」として嚆矢であるばかりでなく、その活動の手段と方法においても、實際的に新種な仕法の紹介者であった。月二回の定例会は発足当初から暗中模索のうち開会されたが、「演説」の新法を採用することによって一般にも人気を呼び、その後は毎会盛況をみせた。一方、こゝでの発論の多くは、機関誌ともいふべき明六雑誌に掲載され、さらに明六社の活動を実質的に補完する役割

を果たしていた。しかし、雑誌という情報媒体自身その当時にあつた新奇な仕法であり、ましてその伝播流布に至っては限界があつた。

すでに旧制度にみられた送り手の一方的な情報伝達支配を脱して「異見ヲ交換シ知ヲ広メ識ヲ明ニスル」⁽²⁾ことを主旨とした明六社は、そこに自由な受け手の存在と両者の相互性を容認していた。それ故、明六雑誌の刊行は、幕末期からの洋学者として、西欧近代思想に学び、それを体得してきた者たちにとって、到達しうる必然の行為であつた。

本稿は初代社長を務めた森有礼が、集団としての明六社の一年間の活動状況を中間報告した『演説』の中で、明六雑誌について触れた次のような部分に注目して筆をおこしたい。⁽³⁾

昨年中ノ刊行都テ二十五号、其冊数十萬五千九百八十四、其内既ニ売出ノ分八萬百二十七冊即チ每号三千二百五冊余ノ割合ナリ

こゝで社長の森有礼は明六雑誌が每号三千二百五冊余売れたと報告している。この数字は情報媒体としての新聞や雑誌の機能がまだ一般に十分に認識されていない時代にあつて、驚異的な数字である。

先に、拙稿「知識人集団として明六社——森有礼と福沢諭吉の視点から——」⁽⁴⁾において、明六社の成立と一年半程の活動状況を対極をなす二つの視角から概観しておいた。こゝでは月二回の定例会とともに、明六社の活動の支柱となった明六雑誌の刊行とその伝播、そして可能な限り読者層を想定することによって、都市(中央)から地方へと広がる明六社の活動過程の一端をみておきたい。

注

- (1) 明六雑誌第一号所収、西村茂樹「記事」。なお、明六雑誌の利用については、明治文化全集『雑誌篇』所収による。
- (2) 「明六社制規」(七年版)第一条。
- (3) 明六雑誌第三十一号所収、森有礼「明六社第一年回役員改選ニ付演説」(以下『演説』と略す。)

- (4) 『近代日本研究』(慶応義塾福沢研究センター)第二巻 福沢諭吉特集所収、一九八五。

一

明六社の活動は、明治七年二月一日の定例会を以って正式な発足をみるが、それ以前の明治六年八月からすでに数回の準備会がもたれている。⁽¹⁾準備会は後に初代社長となる森有礼とその良き相談相手、理解者となった西村茂樹の二人によって主導され、当時の都下の名家たちと交えて進められてきた。⁽²⁾

その過程で確認された明六社の活動主旨は、森の言葉を借りれば、都下の名家たち自らが「学問の高進」を謀り、「道德の模範」たるべきことであつた。また、それを実践に移すべく努力する西村にとつて、天下の名士による卓識高論は「愚蒙ノ眼ヲ覚シ」「天下ノ模範」となるものであり、「卓犖奇偉ノ論、千古不磨ノ説」は必ずや明六社から興るものと確信されていた。⁽³⁾

このような結社と活動方針についての討議を経て、明六社は実質的な発足にこぎつけ、⁽⁴⁾ほぼ同時に全十九条からなる『七年版制規』の制定となる。その第一条「主旨」には、明六社の活動目標を次のように掲げている。

社ヲ設立スルノ主旨ハ我國ノ教育ヲ進メシカ爲ニ有志ノ徒会同シテ其手段ヲ商議スルニ在リ、又同志集會シテ異見ヲ交換シ知ヲ広メ識ヲ明ニスルニ在リ

多くが何らかの形で幕末期の蕃書調所に關係した洋學者で占める明六社の人々にとって、半開愚蒙に映じたであらう人民の「教育」こそが活動の主目的であつた。そして、その「教育」をいかに進めるかの手段について、互いに意見を交換して知識を広めることを当面の實際的な活動目標としたのである。

その實際的な手段として、明六社はまず月二回の定例会を企画し、それに対応補完するような形で明六雑誌の刊行を具体的に計画したといえよう。それ故、この二つの活動は、明六社の全活動を支える両輪であり、両者は相即不離、相互補完的な關係にあつた。しかし、月二回の定例会における名家たちの發論が先行し、主体であつたことは言うまでもない。その定例会については、『七年版制規』の第十条に「会日」として次のように記されている。

毎月一日十六日社ノ総員会同スベシ其所ハ前會ニ定メ置キ會ニ要用ノ事ハ社ノ役員ニ任シテ之ヲ整ヘ置クベシ

明六雑誌の伝播と読者層

社長若シ要用ナリト考ル時ハ定日ノ外会同ヲ促スベシ又社中五名以上連署シテ之ヲ社長ニ請フ時ハ前同様ニ取計ベシ

但右ノ節ハ會合ヲ促スノ趣意ヲ述ベシ

この『七年版制規』の制定に際しては、事前に「西先生（西周）ノ論」があり、「森先生ノ草案」があつたとい⁽⁵⁾うが、内容は詳かでない。いずれにしろ、右の会日の規定には基本的に民主的な會議運営の手續きが盛込れており、明六社はすでに近代的な知識人集團としての形態を備えて發足していたのである。こうして、月二回開かれた定例会は、高級洋食店の草分けとして知られる築地二橋・精養軒を会場としていた。定例会は紆余曲折を経ながらも、八月の夏期休暇を除いて一応日程通りに順調に開會されており、外見的には盛況であつた。發足から一年後の明治八年二月頃には、客員を含めて三十〜四十名の参席があり、二月十六日の定例会からは席料八錢を申受けて、客員を三十名限に許可することに改まつた。出席者も「官員華士族平民に至る迄」と、職業や身分を越えた参加がみられ、また外国人の参加もあつた。⁽⁶⁾別表(1)は参席者名の判明する明治七年十二月一日から明治八年九月一日までの定例会の参席者である。

別表(1) 明六社定例会・出席者一覽 (明治七年十二月一日から明治八年九月一日まで)

明治七年 三・一	《定員》森有礼、西周、津田真道、加藤弘之、福沢諭吉、杉亨二、西村茂樹、畠山義成、杉田玄端、清水卯三郎、中村正直、阪谷素、津田仙、箕作秋坪、箕作麟祥、世良太一 《通信員》米人ウニフィス、神田孝平、高木三郎、富田鏡之助、柏原学而 《格外員》田中不二麿、前島密、九鬼隆一、古川正雄、秋山恆太郎、長與專齋、子安峻、柴田昌吉、(客員ハ付記セズ) 《定員》森有礼、津田真道、西周、福沢諭吉、杉亨二、阪谷素、清水卯三郎 《格外員》田中不二麿、古川正雄、秋山恆太郎、大給恆、浅井晴文 《客員》藤野善藏、小林彦助、四屋純三郎、花田平五郎、湯川頼三郎、奥平昌通、早矢仕有的谷元亨、肥田昭作、(退会、箕作麟祥) 《定員》西周、津田真道、阪谷素、西村茂樹、加藤弘之、清水卯三郎、森有礼、福沢諭吉、箕作秋坪、杉亨二 《格外員》田中不二麿、前島密、浅井晴文、古川正雄、秋山恆太郎、九鬼隆一 《客員》世良重徳、吉原重俊、福地源一郎、藤野善藏、山田行元、北条元利、山田丈夫、津田東、荒木卓爾、白井政夫、須衛松謙一、高
明治八年 一・六	

二・一	橋是清、佐々木慎思郎、古沢迂郎、亀井老公、肥田昭作、谷元亨 森有礼、西周、津田真道、箕作秋坪、中村正直、西村茂樹、津田仙、阪谷素、清水卯三郎、畠山義成、田中不二麿、秋山恆太郎、古川正雄、浅井晴文、沼間守一、長與專齋、塩田三郎、伊達老公、大槻文彦、世良重徳、久保田(名ヲ欠ク)、酒井明、井上徳太郎 《客員》谷元亨、島地黙雷、松田道之、渥美契縁、E・H・ハウス、石川舜台、小山正武 森有礼、箕作秋坪、福沢諭吉、中村正直、津田真道、杉亨二、阪谷素、清水卯三郎、田中不二麿、秋山恆太郎、古川正雄、大給恆、酒井明 《客員》三十名(植木枝盛) 西村茂樹、福沢諭吉、森有礼、阪谷素、津田真道、西周、清水卯三郎、浅井晴文、奥平昌通、田中不二麿、九鬼隆一、大槻文彦 《客員》四十名、(植木枝盛) 加藤弘之、秋山恆太郎、杉亨二、田中不二麿、九鬼隆一、西村茂樹、中村正直、福沢諭吉、辻新次、西周、津田仙、森有礼、清水卯三郎(植木枝盛) 中村正直、箕作秋坪、津田真道、秋山恆太郎、福沢諭吉、辻新次、肥田昭作、杉亨二、清水卯三郎、古川正雄、阪谷素、森有
二・二	
三・二	
三・一	
四・一	

礼(植木枝盛)

森有礼、箕作秋坪、清水卯三郎、西村茂樹、中村正直、辻新次、大槻文彦、田中不二麿、西周、津田真道、秋山恆太郎、阪谷素

辻新次、西村茂樹、阪谷素、田中不二麿、加藤弘之、九鬼隆一、秋山恆太郎、森有礼、箕作秋坪、福沢諭吉、大槻文彦(大給恆格外員ヲ辞ス)、古川正雄、肥田昭作、世良(?)、清水卯三郎、浅井晴文、岩田德承(植木枝盛)

阪谷素、杉清二、秋山恆太郎、森有礼、西周、田中不二麿、辻新次、清水卯三郎、九鬼隆一、古川正雄、肥田昭作、福沢諭吉、箕作秋坪、西村茂樹(植木枝盛)

西村茂樹、杉亨二、箕作秋坪、九鬼隆一、辻新次、阪谷素、田中不二麿、秋山恆太郎、西周、津田真道、清水卯三郎(植木枝盛) 箕作秋坪、秋山恆太郎、古川正雄、福沢諭吉、阪谷素、中村正直、西周、清水卯三郎、辻新次、森有礼、九鬼隆一、津田仙、神田孝平、ブラウン(米人)、(植木枝盛)

西村茂樹、神田孝平、阪谷素、箕作秋坪、杉亨二、辻新次、肥田昭作、古川正雄、西周、清水卯三郎、森有礼、秋山恆太郎、津田真道、津田仙(植木枝盛)

阪谷素、箕作秋坪、清水卯三郎、西村茂樹、

明六雑誌の伝播と読者層

西周、中村正直、福沢諭吉、森有礼、秋山恆太郎、津田仙、辻新次(植木枝盛) 箕作秋坪、阪谷素、森有礼、福沢諭吉、大槻文彦、清水卯三郎、世良(?)、津田仙、秋山恆太郎、辻新次、津田真道(植木枝盛)

(注) 郵便報知新聞・統計学会雑誌・植木枝盛日記による。

こうした月二回の定例会の順調な開会をさらに補完する形で明六雑誌の刊行が企図されていた。しかし、『七年版制規』には明六雑誌の刊行について、具体的な規定は見出せない。たゞ、「役員職掌」のうち、書記の項に「会議ノ次第ヲ記録シテ之ヲ出版スル処分ヲ為シ……」とあるが、これが明六雑誌の刊行を意味するものかは不明である。雑誌刊行についても、定例会の発足と同様に、社中に何らかの準備や検討があったと思われるが、今のところ不詳である。

こゝでちなみに明六雑誌の体裁をみると、大きさは縦17センチ、横12センチで、ほど今日のB6版の版型にあたり、小冊子である。半紙半截二ツ折、頁数は六丁十二頁(十二丁二十四頁まで、平均して七丁十四頁位のものが多い。一頁の字数は五号活字で一行三十字、十三行を基本とする。文体は大体において片仮名混りの文語体で

あるが、平仮名書きのものもみられる。

表紙には「明六雑誌」と明記されているが、他に「明六社記」と篆書の方三センチの朱印が捺印されている。

また、表紙にはやはり朱印で「定価三銭」「定価四銭」「定価五銭」など価格が捺印されたものもある。なお、本文冒頭には必ず「明六社雑誌」との記載があり、この表記は初期の番号の表紙にもみられ、これが明六雑誌の本来の正式名称と思われる。

さて、このような体裁を備えた明六雑誌の創刊第一号は、その刊記によれば、定例会の正式発足から一ヶ月遅れの「三月刊」とある。しかし、明六雑誌の表紙裏にみられる次のような発行趣旨には「明治甲戌二月 明六同社識」との刊記が明記されており、やはり定例会の発足と同時に並行する形で雑誌刊行の企画があったと推察できる。⁽⁷⁾

頃日吾儕盍簪シ或ハ事理ヲ論シ或ハ異聞ヲ談シ一ハ以テ学業ヲ研磨シ一ハ以テ精神ヲ爽快ニス其談論筆記スル所積テ冊ヲ成スニ及ヒ之ヲ鏤行シ以テ同好ノ士ニ頒ツ瑣々タル小冊ナリト雖凡邦人ノ為ニ智識ヲ開クノ一助ト為ラハ幸甚

こゝで唱われていることは、やはり先の『七年版制

規』の「主旨」に一致するところである。学業の研磨と精神の爽快、知識の拡大は結果として「我国ノ教育」を進めることに結びつくものであった。そして、定例会において事理を論じ、意見を交換して「其談論筆記」したものこそが明六雑誌であった。それは洋学者流の都下の名家たちによって結ばれた明六社の人々の目標とする、いわば科学的態度による合理的手段の実践であった。定例会の実施方法や雑誌の刊行には、明らかに西欧近代思想から多くを学んできた明六社の人々の実学的な熱意がみられた。そこには同時に半開愚蒙の人民を啓蒙すべく有効な手段であるとの自負があったと思われる。

次で、明治七年三月九日付の郵便報知新聞の告知欄には、いち早く左記のような明六雑誌の発兌予告の広告文がみられた。⁽⁸⁾

明六雑誌 毎月二次出版

此書ハ今回森有礼、福沢諭吉、箕作秋坪、箕作麟祥、加藤弘之、津田真道、西周、西村茂樹、中村敬助、杉亨二、畠山義成、清水卯三郎等の諸先生結社する処にして事理を論し異聞を談し我国の教育を進めんか為めに会同商議せられ、其談論筆記するもの従て刊行し給ふ冊子なれば智識を開くの補益最も大なり

とす。請ふ有志の諸君繙閱有らんことを

売捌所 報知社

この広告文は明六雑誌ばかりでなく、明六社に関する新聞記事の初見となる。こゝですでに明確に毎月二冊の出版が唱われている。また、連記されている十二名の諸先生こそが、明六社の主要な担い手となる「立社ノ本員」であり、その多くは何らかの形で洋学を修め、海外への渡航経験をもつ都下の名家たちであった。⁽⁹⁾ 広告文はハッキリと明六社の主旨に沿って「教育」を進めるために、その具体的な手段として社員の間には「合同商談」(Ⅱ定例会)の機会を設け、またそれらの「談論筆記」(Ⅱ明六雑誌)を実行に移したと述べている。

その後、同月十三日付の郵便報知には、右と同様の広告文とともに「明六社制規則冊既に発兌せり」との付記がみられる。そして、同月二十四日付に至って、初めて「明六雑誌、毎月二次出版、一号二号近日発兌」との具体的な告知をみるが、結局は四月二日付の同紙に「明六雑誌第一号、四号、本日発兌」との掲載があり、定例会の正式発足に遅れること二ヶ月で明六雑誌の創刊となる。ただ、注目すべきは先の予告とちがって、創刊第一号とともに刊行されたのは第二号ではなく、第四号であったこ

とであろう。

この様にして明六社は明治七年二月に活動の主体となる定例会を発足させ、続いて四月にその談論を筆記して活動を補完する明六雑誌の刊行を実現する。こゝに至って、明六社の活動は益々盛況となり順調に軌道にのった。当初、定例会に対応して月二冊の雑誌刊行が企図されていたようであるが、実際には定例会の運営や発論の内容との兼合いもあり、不定期刊行となった。その点について森有礼の『演説』は「毎月凡ソ二号ツ、ナリシニ同年(明治七年)十一月ニ至テ三号ニ増シ」との中間報告をしている。

さて、別表(2)は明六雑誌四十三号に掲載されている諸論説を各号ごとに表にしたものである。また、可能なかぎり判明した刊記を併記し、さらに発論のあった定例日についても明らものは併記した。これによると、第三号については不明であるが、創刊から第六号までは四月中の発兌である。先述のように、月二冊の発兌を基本としたが、第十五・十七号の三冊は九月中であり、森の『演説』とは若干のズレをみるが、月平均二・三冊のペースで刊行されていた。

また、定例会における発論との対応関係では、明治七

別表(2) 明六雜誌・総目次及び発論日・発行日一覧

1号	2号	3号	4号
明治七年三月刊(四月二日)	明治七年?月刊(四月八日)	明治七年?月刊(?)	明治七年?月刊(四月二日)
西 周 西村 茂樹 開化ノ度ニ因テ改文字ヲ発スヘキノ論	加藤 弘之 森 有礼 津田 真道 西 周 福沢先生ノ論ニ答フ 学者職分論ノ評 学者職分論ノ評 非学者職分論	森 有礼 西村 茂樹 森 有礼 杉 亨二 津田 真道 西 周 開化第一話 陳言一則 民撰議院設立建言書之評 俄国彼得王ノ遺訓 開化ヲ進ル方法ヲ論ス 駁旧相公議一題	箕作 麟祥 加藤 弘之 杉 亨二 人民ノ自由ト土地ノ氣候ト互ニ相関スルノ論(訳) ブルンチュリ氏国法汎論摘訳民撰議院不可立ノ論(訳) 仏人シュルリ!氏国ノ衰微ニ赴ク徴候ヲ挙ル条目

5号	6号	7号
明治七年?月刊(四月一五日)	明治七年?月刊(四月二八日)	明治七年五月刊(五月一七日)
西 周 西 周 津田 真道 杉 亨二 箕作 麟祥 加藤 弘之 教門論一 煉火石造ノ説 保護税ヲ非トスル説 教門論二 北亜米利加合衆国ノ自立 四号中人民ノ自由ト土地ノ季候ト互ニ相関スルノ論続訳(訳) 米国政教(訳)	津田 真道 西 周 加藤 弘之 出版自由ナランコトヲ望ム論 教門論三 米国政教前号ノ続キ(訳) 宗教(訳) ヒリモア万国公法ノ内宗教ヲ論ズル章(訳)	森 有礼 加藤 弘之 箕作 麟祥 杉 亨二 津田 真道 清水卯三郎 独立国権義 武宮ノ恭順 開化ノ進ムハ政府ニ因ラス人民ノ衆論ニ因ルノ説(訳) 南北米利堅連邦論 拷問論ノ一 平仮名ノ説

8号	明治七年五月刊（五月三十一日）	津田 真道 服章論 森 有礼 妻妾論ノ一 箕作 秋坪 教育談 杉 亨二 空商ノ事ヲ記ス 西 周 教門論五 津田 真道 本は一つにあらざる論
9号	明治七年六月刊（六月一二日）	津田 真道 運送論 箕作 麟祥 リボルチーノ説 西 周 教門論六 津田 真道 政論
10号	明治七年六月刊（六月二八日）	津田 真道 携門論ノ二 杉 亨二 真為政者ノ説 中村 正直 西学一斑（訳） 阪谷 素 質疑一則
11号	明治七年六月刊（七月四日）	津田 真道 政論ノ二 森 有礼 妻妾論ノ二 中村 正直 西学一斑前号ノ続（訳） 阪谷 素 質疑一則

明六雑誌の伝播と読者層

12号	明治七年六月刊（七月一七日）	西 周 教門論七 津田 真道 政論ノ三 中村 正直 西学一斑前号ノ続（訳）
13号	明治七年六月刊（？）	加藤 弘之 米国政教第六号ノ続キ（訳） 津田 真道 想像論 阪谷 素 民撰議院ヲ立ルニハ先政体ヲ定ムベキノ疑問
14号	明治七年七月刊（八月七日）	西 周 知説一 箕作 麟祥 リボルチーノ説第九号ノ続 杉 亨二 貨幣ノ効能 津田 真道 天狗説
15号	明治七年八月刊（九月七日）	森 有礼 妻妾論ノ三 中村 正直 西学一斑十二号ノ続（訳） 阪谷 素 租税ノ権上下公共スベキノ説 津田 真道 政論四
16号	明治七年？月刊（九月二十二日）	津田 真道 政論五

	杉 亨二 人間公共ノ説 中村 正直 西学一斑前号ノ続(訳) 西 周 愛敵論
17号	明治七年九月刊(九月三十日)
	神田 孝平 財政変革ノ説 津田 真道 地震ノ説 西 周 知説二
18号	明治七年十月刊(十月二十五日)
	津田 真道 西洋ノ開化西行スル説 加藤 弘之 輕国政府 杉 亨二 人間公共ノ説二 阪谷 素 火葬ノ疑 西 周 情実説 神田 孝平 国楽ヲ振興スヘキノ説
19号	明治七年十月刊(十一月四日)
	西 周 秘密説 神田 孝平 民撰議院ノ時未タ到ラサルノ論 阪谷 素 尊異説 杉 亨二 人間公共ノ説三
20号	明治七年十一月刊(十一月二十九日)
	津田 真道 新聞紙論 森 有礼 妻妾論ノ四

	阪谷 素 狐説ノ広義 西 周 知説三
21号	明治七年十一月刊(十二月十四日)
	福沢 諭吉 征台和議ノ演説 津田 真道 三聖論 杉 亨二 人間公共ノ説四 阪谷 素 女飾ノ疑
22号	明治七年十二月刊(十二月十九日)
	西 周 知説四 津田 真道 夫婦有別論 阪谷 素 政教ノ疑第一 清水卯三郎 化学改革ノ大略 神田 孝平 紙幣引替懇願録貨幣四録ノ一
23号	明治七年十二月刊(?)
	西 周 内地旅行 神田 孝平 正金外出歎息録貨幣四録ノ二 中村 正直 西学一斑ノ続(訳)
24号	明治七年十二月刊(?)
	津田 真道 内地旅行論 杉 亨二 貿易改正論
25号	明治七年十二月刊(?)

26号	西 周 知説五 阪谷 素 政教ノ疑余 津田 真道 怪説	明治八年一月刊(？)
一・二六 一・二六	福沢 諭吉 内地旅行西先生ノ説ヲ駁ス 津田 真道 貿易權衡論 神田 孝平 紙幣成行妄想録貨幣四録ノ三	明治八年二月刊(二月十三日)
27号	森 有礼 妻妾論五 阪谷 素 民撰議院変則論	明治八年二月刊(二月十九日)
28号	一・二六 阪谷 素 民撰議院変則論前号ノ続 西村 茂樹 政体三種説上 西村 茂樹 政体三種説下	明治八年二月刊(二月二十六日)
29号	二・一 西 周 網羅議院ノ説 二・一 西村 茂樹 自由交易論 柏原 孝章 教門論疑問第一	明治八年二月刊(三月八日)
30号	森 有礼 明六社第一年回役員改送ニ付演説 津田 真道 人材論	

明六雜誌の伝播と読者層

31号	柏原 孝章 教門論疑問第二 中村 正直 人民ノ性質ヲ改造スル説	明治八年三月刊(三月十五日)
三・一 三・一 三・一	加藤 弘之 夫婦同権ノ流弊論 加藤 弘之 夫婦同権ノ流弊論第二 西村 茂樹 修身治国非二途論 柏原 孝章 教門論疑問第三 福沢 諭吉 男女同数論	明治八年三月刊(三月二十五日)
32号	西 周 国民氣風論 阪谷 素 妾説ノ疑	明治八年三月刊(四月六日)
33号	三・二六 中村 正直 善良ナル母ヲ造ル説 西村 茂樹 賊説 柏原 孝章 日曜日之説 神田 孝平 貨幣病根療治録貨幣四録ノ四	明治八年四月刊(但、四月二十五付の本文訂正あり)
34号	三・二六 杉 亨二 想像鎖国説 神田 孝平 貨幣四録附言 津田 真道 情欲論	明治八年四月刊(五月十四日)
35号		

四・一	中村 正直 支那不可侮論 阪谷 素 天降説 津田 真道 夫婦同権弁	36号	明治八年五月刊(五月二十日)	四・一 四・六	阪谷 素 天降説ノ続キ 西村 茂樹 西語十二解	37号	明治八年五月刊(六月七日)	五・一	西村 茂樹 自主自由解 中村 正直 賞罰毀譽論 神田 孝平 鉄山ヲ開クヘキノ議	38号	明治八年六月刊(六月十四日)	五・一 五・一	西村 周 人生三宝説一 阪谷 素 轉換蝶鉸説	39号	明治八年六月刊(六月二十五日)	五・六 六・一	西村 周 人生三宝説二 西村 茂樹 政府与人民異利害論 中村 正直 西学一斑ノ統(訳)	40号	明治八年八月刊(九月五日)	六・一	西村 周 人生三宝説三 阪谷 素 養精神一説
-----	--	-----	----------------	------------	----------------------------------	-----	---------------	-----	--	-----	----------------	------------	---------------------------------	-----	-----------------	------------	--	-----	---------------	-----	---------------------------------

六・一 六・六	津田 真道 死刑説 津田 仙 禾花媒助法之説 阪谷 素 養精神一説二	41号	明治八年八月刊(九月五日)	七・一 七・六	西村 茂樹 権理解 西語十二解ノ三 西村 周 人生三宝説四 津田 真道 廃娼論	42号	明治八年十月刊(十月十日、十六日)	七・一 七・六	西村 茂樹 轉換説 阪谷 素 尊王攘夷説	43号	明治八年十一月刊(十一月十四日)
------------	---	-----	---------------	------------	--	-----	-------------------	------------	-------------------------------	-----	------------------

(注) () 内は発行日、論文の頭の月日は発論日、いずれも郵便報知新聞、植木枝盛『日記』による。

年十二月十四日発兌となる第二十一号に掲載されている福沢諭吉の「征台和議ノ演説」が十一月十六日の定例会における発論であることが判明しており、これが対応関係にある初見となる。

この日はすでに別稿でも指摘したように、定例会において「演説」の新法がとり入れられた最初の会日であった。福沢は「西洋流のスピーチ」は西洋語に非ざれば叶

はず」とする森有礼の疑義に對抗するかのように、自ら先の主題を以って「演説」を具体的に実践してみせたのである。結果は後に社長の森も『演説』において「昨冬来社会演説ノ法起テヨリ漸「ソサエチー」ノ体裁ヲ得ルニ至レリ」と評するようになり、この福沢による「演説」の実演が定例会の運営に際して大きな転機になったことを⁽¹⁰⁾暗示している。

しかし、それ以前の諸論説の発論日については史料的に確認できないが、「演説」の新法を採用したことで月二回の定例会はさらに活況を呈した。結局、発論日を確定できる諸論説は僅少であり、またその対応関係は明治八年七月十六日の発論を以って終了している。さらに明六雑誌第四十号から第四十三号までの四冊は、九月五日以降の発兌である。そして、八月の夏期休暇の明けた九月一日の定例会には、明六社の活動の実質的な終焉を宣する「明六雑誌ノ出版ヲ止ルノ議案」が福沢諭吉より提出され、社員十六人中十二人までの賛成を得て、明六雑誌の出版中止が決議されている。その詳しい経過は先の拙稿に譲るとして、定例会と雑誌の実質的な対応関係はこの時点で切れることになる。

以上のように、明六雑誌の刊行は月二回の定例会には

ば並行しており、明六社の活動を一方で支えるものとなった。その意味では、冒頭に掲げた森の『演説』にみる明六雑誌についての中間報告は、雑誌刊行だけでなく明六社の一年間の全活動のうちに位置づけられるものである。森の『演説』は先掲の部分に続けてさらに次のような詳しい報告をしている。これは『七年版制規』の第十三条に「会計ハ社金ヲ出納シ其始末ヲ記録シテ二月一日八月一日ノ会ニ出シテ普ク之ヲ示スコトヲ掌ルベシ」と会計の職掌が規定されており、森の『演説』もこれに則った発言と考えられる⁽¹¹⁾。

明六雑誌第一号ヨリ第十九号マテ売レテ明六社ヘ収入スル処ノ金六百三十二円八十二銭五厘（世良君雑誌調表ニ拠レハ六百四十一円十五銭ナリ此差ハ報知社ニテ吾社用ニ立替ノ金ヲ差引キ残金ヲ清水君ヘ出シタルヨリ生シタル者ト見ユ）社中醸金八十一円五十銭右二口ノ金ヨリ生スル処ノ利子三円三十三銭二厘（本文二口ノ金ノ中利子附ノ有無アリ会計簿ヲ見合ヘシ）以上渾テ金七百十七円六十五銭七厘ナリ。此内ヨリ費消ノ分食料二百十四円八十四銭雜費五円六十銭八厘雑誌検印料二十一円七十二銭八厘書記會計ヘ昨年十二月来今年一月マテノ謝金二十円惣計二

百六十二円十七銭六厘ナリ、入出差引残り四百五十
 五円四十六銭六厘^(八)是レ即チ現今我社ノ有金ナリ。雑
 誌第二十号ヨリ第二十五号マテノ売収金未タ社ヘ納
 ラサル分ヲ凡ソ百八十円ト見積テ昨年中雑誌惣号ヨ
 リ得ル処ノ高八百十円余ニ至ルヘシ。

右の報告は雑誌以外のことにについても、いくつかの事
 実を知らせてくれる。先ず、雑誌に限ってみると、右の
 収支決算は別表(3)のようになる。先掲したように、雑誌
 の価格は三銭〜五銭であるが、その多くは四銭である。
 仮に、一冊四銭とすれば、第一号から第十九号までの収
 益金六百四十一円十五銭は一万六千二十八冊分の代金と
 なり、各号平均八百四十三冊の販売となる。また、第二
 十号から第二十五号までの予想収益金百八十円の場合は
 四千五百冊分となり、各号平均七百五十冊分となる。

さらに、第一号から第二十五号までの収益金を合算し
 た場合、八百二十一円十五銭の金額は雑誌二万五千二十
 八冊分となり、各号平均八百二十一冊である。これは文
 脈からして、おそらく雑誌作製上の必要経費を除いた純
 益金とみられ、いずれも先の森有礼の「売出ノ分八萬百
 七十冊即チ毎号三千二百五冊余ノ割合ナリ」とする発言
 内容とはかなりの隔りがある。しかし、両者の数字の差

別表(3) 森有礼『演説』にみる第一年回・明六社活動・収支

収 入 之 部			支 出 之 部		
明六雑誌 第1号~第19号	円	銭 厘	食 料	円	銭 厘
社 中 釀 金	632	82 5	雑 費	214	84
同 上 利 子	(641 81	15 50	雑 誌 検 印 料	5	60 8
	3	33 2	謝 金	21	72 8
				20	
計	717	65 7	計	262	17 6

異をうめる適当な史料は今のところ見出せない。たゞ、

先の中間報告には書記世良太一の管理になる「雑誌調表」あるいは会計清水卯三郎の管理になる「会計簿」の存在が示唆されている。この種の帳簿類が両者の差を説明する有力な史料と思われるが、今のところ未見である。

しかし、右のような数字を考えるひとつの手がかりとして、明六雑誌がすでにいち早く予約購読制を施していた事実を上げることが出来る。

予約購読制はすでに当時の新聞紙も採用しており、日新真事誌、東京日々新聞、さらに明六社との関係の深い郵便報知新聞もこの制度を施していた。明六社も郵便報知⁽¹²⁾に従っていち早く予約購読制を採用したものと思われる。とくに売捌所を報知社とする明六雑誌は、その販路も郵便報知と重複するところがあったと推察できる。明六雑誌の奥付となる「稟白」には次のように記されている。

一、代価ハ毎号不同ニ付予め決定仕兼候得共前金にて二十冊分御引受ハ一割引五十冊ハ一割半百冊分ハ二割引にて差上過不足ハ追て等当の上可申上候

一、府下にて御望の方ハ町所名前御投書次第発兌毎に配達可仕遠国ハ府下にて御引受の御方より前

明六雑誌の伝播と読者層

金郵便税共受取不申内ハ逋送不仕候

明治七年三月

売捌所 報知社

売弘所 和泉屋壯蔵

こゝには具体的な定価が明記されず、割引率のみが示されている。明六雑誌は毎号頁数も異なり、必然的に定価も区々であった。しかし、それにも拘らず、右の文面では予め前金（予約金）で代金を支払うことを条件に、割引制を施していたのである。この制度の実施は、明六社に限ってみれば、社中運営の経済的安定を目標ものであるよりは、むしろ受け手となる定期購読者の確保とその組織化を意図したものと思われる。

そこでは雑誌の受け手となる読者として、府下に居住する者だけでなく、遠国（地方）に居住する人々をも対象にして、予約による購読の機会を設けている。この予約購読制が一般にどれだけ浸透したかは明らかでない。しかし、遠隔の地に、あるいは遠国の地方在住の人々へも心を注ぐ明六社の主旨は、こゝでも配慮されており、明六社の人々が如何に人民の啓蒙教育活動に熱意をもっていたかが窺い知れよう。と同時に、この制度の採用は広範な読者の獲得とその組織化を予想させるものであり、森が『演説』の中で示した毎号三千二百余冊という

数字もあながち不可能な数字ではなかったようである。

その他、先の『演説』部分は、明六社の活動、とくに財政面について、いくつかの事実を示唆している。先ず、売捌所を務めるなど、何かと明六社を支援している報知社が財政面でも何程か援助していた事実が「報知社ニテ吾社用ニ立替ノ金」と言っている点から推察できる。次で、社内に社中醸金二口があり、それに利息の付いていること、そして、詳しくは会計清水卯三郎の管理する会計簿と照合するよう求めている。

明六社はいずれの『制規』をみても「会費」を徴収していた明確な事実はない。但し、「役員職掌」のうち、会計の項目には「会計ハ社金ヲ出納シ其始末ヲ記録シテ二月一日八月一日ノ会ニ出シテ普ク之ヲ示スコトヲ掌ルベシ」とある。この社金なるものが如何なる性格の資金かは不明であるが、会計による報告の義務づけがあり、さらに先述のように会計監査二名もおいている。そして、この社金なり、醸金の他に、改定された『八年版制規』においては別個に「収入金」の条項が設けられており、「明六雑誌発売収入金ノ半ハ之ヲ社ノ儲蓄トナシ残半数ノ金ハ撰著者ヘ分配スベシ」とある。

この制規の改定は明治八年五月に実施された。すなわ

ち、この時点で明六雑誌はすでにながりの部数販売されていたと思われる。それ故に、この『八年版制規』には、そこからの収入金の処理についての一項が加えられたといえよう。しかも収入金の半分を社内預金にして、残りの半分は撰著者へ分配する程に財政的な余裕があったのであろうか。しかし、遺憾ながら詳細は不明である。

一方、支出金のうちの多くは精養軒での昼食代である⁽¹³⁾うか、「食料」とある。他に雑費と雑誌検印料、さらに役員ではあるが、書記と会計の事務労働に対して謝金が支払われており、いずれも財政的な余裕を暗示した出費である。

以上のように、明六雑誌は森有礼の『演説』が語るように、かなりの売行をみせたようである。送り手である明六社の人々が当代一流の洋学者流の知識人であり、都下の名家たちであったこともむろん売行に拍車をかけたと思われる。

一方の受け手となる読者層は、如何なる人物であろうか。なお新奇な手段である明六雑誌の受け手となる読者層の広範な形成には、当時いち早く全国的な規模で整備施行された郵便制度に多くの恩恵をうけている。そこにはそれを背景にした明六雑誌の売捌所を務めた報知社と

売弘所に名を連ねる和泉屋壮蔵、河内屋真七、丸屋善七、丸屋善蔵の支援があったことも看過できない。

注

(1) 二月一日とするのは『明六社制規』に「役員選法」「会計帳」「制規改正」などの事務手続がこの日に行われたことによる。尚、管見では加藤弘之『日記』、明治七年二月十六日の条に「明六社会議ニ参ル」とあるのが、明六社の名称の初見である。また、準備会については「集会五度も有之」(鮫島尚信宛森有礼書簡)「会谈三四回ヲ経テ」(森有礼『演説』)による。

(2) 西村茂樹のあげる「都下の名家」とは、福沢諭吉、中村正直、加藤弘之、津田真道、西周、箕作秋坪の六名である。

(3) 『明六社雑誌』第一号所収、西村茂樹「開化ノ度ニ因テ改文字ヲ発スベキノ論」の末尾にある「記事」。

(4) 明六社制規には、発足時の明治七年三月制定のものと、明治八年五月改定のものがある。両者の相違点は先掲拙稿参照のこと。

(5) 先掲、西村茂樹「記事」。西村は「願クハ両先生ノ説ヲ合セ更ニ諸先生ノ議ヲ以テ之ヲ折中増補セバ全備ヲ得ルニ庶幾カラシ」とも述べている。

(6) 定例会の経過及びそこに参席した人々の当時の簡略な履歴等については、先掲拙稿所収「明六社の人々・一覽」を参照されたい。

(7) 明六雑誌各号に同文の趣旨をみるが、明六雑誌には異本、別刷本もみられる。書誌学的分析は今後の検討とする。

(8) 小論で利用した新聞は、すべて東京大学法学部、明治新聞雑誌文庫所蔵の原本及び慶応義塾大学図書館所蔵のマイクロ・フィルム版による。

(9) 先の西村のいう「都下の名家」、森の『演説』にみる「立社ノ本員」には、若干のズレをみるが、いわゆる明六社の正社員は「定員」と呼称されている。

(10) 福沢諭吉による「演説」の実演とその経過については先掲の拙稿参照のこと。

(11) 『制規』によれば、「会計帳」の条項で、二月一日と八月一日の年二回、会計報告が義務づけられており、また二名の会計監査もおかれていた。森の『演説』では「尚正算ノ為ニ杉亨二、津田仙ノ両君ニ右帳簿点検ノ事ヲ託ス」とある。後に日本統計学会・初代会長に就任する杉亨二には適任であったと思われる。

(12) 郵便報知新聞の予約購読制は、次のようなものであった。

定価 壹枚ニ付 一錢六厘

一、壹ヶ月分前金 三十六錢

一、半ヶ月分同 二円

一、壹ヶ年分同 三円五十錢

(13) 改定後の『八年版制規』の「会日」の条には「……当

日ハ午前十一時ニ集リテ社事ヲ商議シ午時會食シ午後一時ヨリ談論演説ヲ為スヘシ」とあり、定例会は昼食会をはさんで行われていた。

二

郵便制度が全国的規模で施行されたのは、明治五年七月であつた。この年、二月に東京日々新聞、三月に日新真事誌、そして六月に明六社と密接な関係をもつ郵便報知新聞が創刊している。

この当時の新聞紙は人民の知識を広め、開化を進める文明の利器として漸く認識されつゝあり、また、国の利益につながる官報的性格をもっていた。明治政府はとくに親政府的な新聞を優遇して特権を与え、大蔵省の通達による新聞購読奨励策をとっていた。⁽¹⁾ 政府は新聞・雑誌の文明開化に果す役割と機能をいち早く認識して、それらを政府の宣伝と人民の啓蒙教化に積極的に利用していたのである。

明六雑誌の売捌所を兼る郵便報知新聞を発行する報知社は、後に明六社の格外員にもなる駅通頭前島密が社長を務めていた。公布された郵便規則では新聞紙の地方送達配慮されており、当時の現状は「まだ新聞紙の興ら

ない内から、其れを送達する規則を設ける」という事態であつたという。前島は自ら創刊にこぎつけた郵便報知について、次のように回想している。⁽²⁾

規則を設けた以上は、之を実行して見たいので、新聞雑誌の出るのが実に待遠であつて、遂に待兼て自ら進んで新聞を出して見たくなつたのです。当時横山町に郵便支局を置いて、太田金右衛門といふ人の居宅の一部分を局舎に充てゝ、其太田といふ人を其処の主任者にしたのです。

前島の肝煎で創刊した郵便報知は、実際には前島の秘書である駅通寮吏員小西義敬と先の太田金右衛門の共同事業として発足した。編輯には小西があたり、発行等の実務は太田が担当したという。

駅通頭である前島は、その職務上の特権を利かして新聞紙の地方送達ばかりでなく、逆に地方から「東京駅通御中」と表記することによって無賃で地方の珍談奇談等々の情報記事を送付させている。⁽³⁾ 郵便制度の特性をよく理解して、それを最大限に利用する前島は、送り手と同時に受け手の役割を認めるに至り、郵便報知は勞せずして地方色豊かな記事を掲載し、それを特徴とした。例えば、明治五年四月、深津県(備後)が発令した次のよう

な新聞購読奨励の達令は右の趣旨をふまえたものといえよう。⁽⁴⁾

今般駅通寮に於て、東京書肆太田金右衛門の願を許し、各地郵便取扱所の者より其地の新聞報知致させ、諸方の物況相達し候様、郵便報知と題する一種の新聞紙刊行為致候ニ付、管下市長或は里正等他の模範と可相成者へ、一部宛一ヶ年取極買入候様、別紙相添へ、頼談有之候に付、此条申達候、都下の人には日新の実況を親しく目撃致し候より、自から知覚も開け居候得共辺鄙の者は、兎角見聞の狭きより、唯旧習をのみ是として、何事も新製は非と致し疑ふまじきをも疑ひ、怪むまじきをも怪みがちなる者に候処未だ聞かざる事を聞き、未だ見ざる事を見、坐ながら遠隔の物情を知り、四方の景況を掌中に見るは、新聞誌より捷便なるはなく、実に開化進歩の必要に付、里正市長其外有徳有志の者、又は多少社を結ひ候てなりとも、夫々注文致し、遍く頒布し、各智を開き識を広め、田舎人と笑はれず、文明の域に進み候様致度存候、但し望の者は当庁にて取纏め、一同可申越候条来る二十五日迄可届出候、此段申聞候なり

こゝで「実に開化進歩の必要に付」と唱っているように、文明の利器としての新聞の果す社会的役割と機能は、すでに正当な評価をえている。とくに「辺鄙の者」にとつて、新聞は敏捷に新しい知識や情報を伝えてくれる文明の手段であつた。右の布達は具体的な読み手に「里正市長其外有徳有志の者、又は多少社を結ひ候」人々を対象に挙げており、地方の政治を治め、民衆の統治に際して、彼らは何事にも広い視野をもち、中央政府の動向を知つておく必要があつた人々である。そこにみる視点は、明らかに明六社の活動と一致するところである。このように、明六雑誌の売捌所を務める報知社は、郵便制度の全国的普及を背景に、また駅通頭前島密を社長にもつことによつて、地方に強い新聞としてのイメージを特徴とした。

報知社と明六社の関係は、先掲した明治七年三月九日付の郵便報知に明六雑誌の発兌予告を掲載したのを初見とするが、おそらく発足当初から親密な関係があつたと思われる。その後も郵便報知は「本社稟白」あるいは「社告」として明六雑誌の発兌を告知しており、明六社との密接な関係を窺わせる。とくに、明治七年六月にわが邦民間新聞の草分けである横浜毎日新聞から栗本鋤雲を

主筆に迎えたことによって、郵便報知新聞はさらに一層地方に強く、また民権色を強める傾向にあった。⁽⁵⁾

また、社長の前島密が何時頃から明六社に関係したかは定かでないが、明治七年十二月一日の定例会に格外者の資格で参席している。そして、注目すべきは郵便報知が「府下雑報」欄あるいは「告知」欄において明六社の定例会の模様を報じるようになったのもこの日からである。十二月十日付で報じているその日の記事の冒頭には「明六社の集会、当今有名の諸君子益盛にして議論更に雄大に至り追々人員を増加す、因て左に録す」として、当日の参席者の名面を連記している。⁽⁶⁾ また、この日は前回の定例会（十一月十六日）で福沢諭吉が「演説」を演じてみせ、定例会の運営に大きな転機を迎えた後の最初の定例会であった。福沢は主筆の栗本とも親交があり、この日から郵便報知が明六社関係の記事を頻繁に掲載するのも右の一連の事実と無関係ではなからう。

さて、明六雑誌の売捌所を務める報知社は、いわば発行所の役割を果たすものであり、一方の売弘所とは取次店としての性格をもつものである。全四十三号とも売捌所は「東京薬研堀町三八番地 報知社」とあるが、売弘所については左記の四店の名前が見出せる。

日本橋釘町

和泉屋壮造

大阪本町四丁目

河内屋真七

日本橋通三丁目

丸屋善七

大阪心斎橋筋北久宝寺町

丸屋善蔵

売捌所、売弘所のいずれも「稟白」として記されていることから、これらの記載は奥付というよりは一般に向けて告知する広告的な意味合いが強い。それ故に、売弘所の記載のない明六雑誌もみられる。雑誌の購入はこれらの売弘所の手を経て書肆から入手するか、先のように予約購読・郵送によるかであった。

左記のうち、和泉屋は江戸時代からの書肆の系譜があり、江戸の書物問屋仲間に加わっていたと思われるが、『江戸書物問屋名前帳』⁽⁷⁾などの帳面に和泉屋壮造の名前を見出せない。たゞ、先掲した郵便報知新聞の発行所を務めた日本橋横山町の太田金右衛門は、屋号を和泉屋と称して、江戸時代から書肆であったことから、和泉屋壮造はこの家系にある人物と推測できる。他の三つの売弘所は、いずれも維新後の成立であり、和泉屋と同様に書籍商をおもな営業種目とした。この時期において、新聞・雑誌の定期的な刊行は容易でなく、新聞社がすべて独自の出版体制を整えられる状態になかった。報知社も編

集業務や印刷を除いて、販売人や発送などその業務の多くを書籍商に依存せざるをえなかったようである。

さて、先の売弘所のうち河内屋真七とは、岡島真七のことで、当時大阪を代表する書籍商である。河内屋は明治五年四月に大阪に新しい販路を開拓しようとしていた東京日々新聞と契約を結んで大阪方面の販売を引受けている。これを機に、書籍商を本業とする河内屋は、いわば副業である新聞の取次販売にも漸に力を注ぐようになった。その時、河内屋はわが邦最初の新聞折込みの広告チラシを配布している。そこには「聞見を広め、知識を益し、事物の道理に通達するにはこれに勝る捷徑なし」として、新聞の社会的機能と役割を正當に評価する河内屋の姿勢がみられる。すでに一介の書籍商の域を超え、新聞の取次販売を積極的に進める河内屋の姿勢は、むしろ自らも文明開化の一翼を担う市井の知識人としての熱意の顯われでもあった。そのような意気込みこそが明六雑誌の大阪での取引店をも担当することになったのである。

また、この河内屋は福沢諭吉の著作も多数扱っており、明治八年には自ら活版印刷工場を設け、書籍の印刷から製本、販売まで、一切の工程を営むところとなる。

河内屋が取次販売を手掛けた新聞は、東京日々に加えて、さらに郵便報知、横浜毎日、読売、朝野とその数を増やしている。そこにはさまざまな情報とともに、すでに文明や知識を媒介する者としての自負がみられたのである。

そして、明六社の実質的な活動は、一年半程に限られるが、定例会の盛況や明六雑誌の驚異的な販売部数を支えたのは、その主要な担い手である都下の名家たちだけでなく、彼ら市井の知識人として成長した人々の積極的な参加があつてこそと思われる。そのことは他の二つの売弘所である丸屋善七と丸屋善蔵についても言えることであろう。

この丸屋とは丸屋商社のことである（現在の丸善の前身）。丸屋商社の創立は、明治二年正月のことで、創立者は美濃人・早矢仕有^{はやしゆうてき}的（一八三七～一九〇一）であつた。もともと岩村藩の御抱医師であつた有^{ゆう}的は、医学を修業するかたわら、蘭学・英学を学んだ。とくに英学は谷信敬に学び、次で慶応三年（一八六七）二月に慶応義塾へ移り、この時初めて福沢諭吉に師事することになる。福沢との出会いは有^{ゆう}的に医業を放棄させ、彼にとつてはまったく未知の世界である商業へと導かせることに

なった。こうして、有的は福沢の紹介になる西洋流の商社理論を学び、それを実践する商人として立つことを決意したのである。

商社とはコンパニーを紹介模倣したもので、すでに幕末期に小栗上野介によって紹介されているが、この丸屋商社はあくまでも民間の商社として発足している。⁽⁸⁾ 福沢の商社への関心は、慶応三年二月刊の『西洋事情・初編』にみられ、それには「商人会社」として次のように述べている。⁽⁹⁾

西洋ノ風俗ニテ大商売ヲ為スニ、一商人ノ力ニ及ハサレハ五人或ハ十人仲間ヲ結テ其事ヲ共ニス、之ヲ商人会社ト名ツク

欧米諸国の民間実業の発展にならって、福沢もまた、この邦の文明を進め、独立を維持するために民間実業を興すべく試み、それを丸屋商社の実現のうちに結実させた。その創業の精神は「丸屋商社之記」のうちにみとめることが出来る。その冒頭には次のようにある。⁽¹⁰⁾

凡ソ事ヲ為スニハ先ヅ自カラ其身分ノ地位ヲ考ヘザル可ラズ今我輩ノ地位ヲ考フルニ官ニ在テ政ヲ為スノ責アルニ非ズ亦奴隸ト為テ他人ニ仕ルノ務アルニ非ズ不羈自由我欲スル所ヲ為ス可キ日本人ナリ既ニ

日本人ノ名アレバ亦其日本人タル身分ヲ考ヘ日本全国ノ繁盛ヲ謀リ同国人ノ幸福ヲ助ケ成サザル可ラズこの「丸屋商社之記」は、早矢仕有的自身が著わしたとする説と福沢の執筆によるとする説があり、いずれかは不詳である。しかし、いずれにしろ、そこには日頃、福沢が主張している独立自尊が語られ、さらに官界に対する民間実業の立場が強調されている。また、その意識の底流には、欧米諸国に対する素朴な明治ナシヨナリズムの高揚がよみとれよう。「今日外交ノ盛ナルニ当テハ其虚名ヲ棄テ、実ヲ求メザル可ラズ」とする丸屋商社の営業方針は、わが邦の商法を以て貿易商売を進めることを目的とした。「商社之記」には、さらに次のようにある。⁽¹¹⁾

近來世間開化ノ端ヲ啓キ諸芸術モ亦進歩ヲハジメ人間幸福ヲ増スノ時ニ向ヘリサレトモ未ダ何事モ備ワラザルモノ多ク特ニ人世ノ急務タル教育ノ職済生ノ業ノ如キモ或ハ洋籍ニ乏シク或ハ藥品医用器械ニ乏シク不自由少ナカラズト云ベシ故ニ吾社先此品類ヲ売買スルヲ以テ專業トナサントス

明六社が人民を啓蒙教育する集団であると同じように、新しい商法に基づく商業組織としての丸屋商社も

また「教育」を「人世ノ急務」と見なしていた。そのための営業品目として、洋書や医療器具等々の販売を請負ったのである。

このような丸屋商社の創業精神は、先の河内屋真七と同様に、決して単に営利のみを追求する商人ではなく、文明の一端を担う啓蒙的商人の気風であった。その意味からも、丸屋が明六雑誌の売弘所を務めたのも当然といえよう。

幸田成友博士の編輯になる『丸善社史』によれば、丸屋商社の創業は明治二年正月、横浜での洋書を扱う書籍商であった。社長の早矢仕有的の他に、三次半七、沢井秀造、大塚熊吉の三人が同志として名を連ねている。⁽¹²⁾当初は福沢諭吉の著作を委託販売し、また、その点で先の書肆和泉屋・太田金右衛門とも関係があった。丸屋の屋号はすでに横浜での創業時から採用されているが、その名義人として名前をみる丸屋善八なる人物は、架空の人物であったという。

明六雑誌の売弘所にみる丸屋善七もやはり架空の名義であり、この店の開業は明治三年であった。日本橋通三丁目十四番地に開業した丸屋善七店は、いわば先の善八横浜店の支店として開店、三次半七が主任を務めた。そ

の後、明治四年に唐物店、明治七年に薬店が丸屋商社のもとで開業している。

一方の丸屋善蔵店は、いわば大阪支店として明治四年一月に開業している。この大阪店は当初、南久宝寺町堺筋西入ルにおいて創業したが、その後、心齋橋筋北久宝寺町四丁目に移転している。⁽¹³⁾また、明治五年八月には丸屋善吉の名義によって京都店も開業した。こうして、書籍商を中心とする丸屋商社は、次第にその営業範囲を拡張していったのである。

このように、福沢の紹介になる「商人会社」の実践の場として、丸屋商社もまた西欧近代思想に学んだ新奇の経済仕法のひとつであった。また、丸屋商社の経営は暗中模索のうちに商業理論を実践に移しており、それ故に、そこは「商売学校ト倣シ吾徒實際執行ノ道場トシテ歲月務メテ止マズンバ漸ヲ追テ商売ノ道ヲモ学ビ得ルノ時アラント」という実状であった。⁽¹⁴⁾明治六年六月、丸屋善七店の名前で「西洋帳合稽古報知」と称する引札を配布、門下生の中村道太による西洋式簿記の記入法を教授する講習会を開いたのも、そうした試行のひとつであった。

また、明治五年七月郷里中津からの途次、丸屋善蔵宛に送った手紙には、福沢自身が書籍や医薬品の売行きを

気付かい、店員の人数に不足は無い等々の配慮をみせている。⁽¹⁵⁾

以上のように、福沢の指導による丸屋商社も明六雑誌の売弘所を務めていた。福沢は洋学者流の人々から成る明六社に対して終始批判的であったことは先述した。⁽¹⁶⁾しかし、慶応義塾を基盤とする福沢の私立為業の数々は、結果的に明六社の活動を側面から支えるものであり、それ故に、福沢の明六社における存在は、つねに異端でありながら、中心人物として畏敬される存在となっていたのである。

そこには文明開化を進め、人民の啓蒙教育を志向する者としての共通の認識と情熱があった。それは文物の紹介販売に限らず、まさに進取の精神文化の販売者、推進者としての自負であったといえよう。

注

- (1) 『法令全書』明治五年三月二十七日付及び同年七月八日付。
- (2) 前島密『郵便創業談』昭和十一年刊。
- (3) 右掲書及び明治文化全集別巻『明治事物起源』所収、「新聞購読の官令」「新聞原稿の無税送達」。
- (4) 右掲『明治事物起源』所収、「新聞購読の官令」。

(5) 郵便報知は「此迄の紙の幅にては方々の投書も思ふやうに載せられず投書家に気の毒なり」として明治八年七月二日から投書欄を広げる旨予告している。(実際には七月七日から) また、その後福沢諭吉の肝煎で慶応義塾から藤田茂吉、箕補勝人が入社を果している。

(6) 当日の参席者については、別表(1)を参照されたい。

(7) 国立国会図書館蔵、嘉永六年『書物問屋名前帳』及び『地本草紙問屋名前帳』

(8) 万延元年の遣米使節の一員であった小栗上野介は、アメリカで財政経済について学び、とくにコンパニーに関する新知識をもち帰った。菅野和太郎『日本会社企業発生の研究』参照のこと。

(9) 福沢諭吉全集・第一巻所収。

(10) 幸田成友編『丸善社史』所収。

(11) 右掲同書。

(12) 会社組織をとる丸屋商社は、元金を出資する「元金社中」と実際に会社の実務を担当する「働社中」と二社から成った。尚、日本近代における民間会社組織としての丸屋商社(丸善)の意義は大きいと思われるが、その詳しい経営状態は不明である。

(13) 大阪府権知事渡辺昇宛「慶応義塾分校設立願」には、大阪慶応義塾の位置について「南大組第六区安堂寺橋通三丁目第百九十二番屋敷丸家善蔵扣家」とあり、慶応義塾と丸屋商社の関係をうかがわせる。

- (14) 前掲『丸善社史』
- (15) 前掲『丸善社史』
- (16) 前掲拙稿参照のこと。

三

先述したように、明六雑誌の読者層は、売捌所である報知社が発行する郵便報知新聞の読者層と重複するところがあったと推察できる。予約購読制の採用も郵便報知と同様であり、それは定期的な読者層の確保、とくに地方在住者の読者の確保に有効な手段であった。

しかし、この予約購読制は、新聞・雑誌の販売伝播の手段として新しい方法ではあったが、実際にはその他の有効な手段は未発達で、当初むしろこうした手段によって読者層を確保するしかなかったのである。しかし、一般の民衆が新聞・雑誌を日常的に購読するには高価であった。それ故に、都市の繁華な場所には新聞、雑誌の縦覧所、新聞紙訓読場、さらに新聞茶屋と称する縦覧所が設けられていた。また、「競新社」「変則会社」などと称して新聞の共同購入を企めるもの、新聞廻覧を商売とする会社なども登場している。⁽¹⁾一方、地方ではこの種の施設は少なく、村民教導とその組織を企った村役人層による

新聞解説会などがみられた。⁽²⁾

さて、明六雑誌の読者層が郵便報知をはじめとする新聞の読者層と重複することを指摘したが、そこには両者の関心に共通する議論が前提にあったといえる。

すなわち、一つは明六社の発足と同時並行して興った民撰議院論争であり、もう一つは明六社内部でも論議のあった福沢諭吉の提起した学者職分論争である。⁽³⁾前者はその「建言書」の論拠に「公議与論」を置いており、また、後者の福沢はこの論議を明六社の人々に向けて提起している。そこで福沢は官民調和の立場から洋学者の果すべき役割を説き、それを私立の立場において強調した。福沢の主張は、暗に官途の立場に身をおく明六社の人々を対象にしているだけに議論を呼んだが、それも又福沢の意図するところであったといえよう。

先掲したように明六雑誌の創刊に際して、最初の発兌は明治七年四月二日に第一号と第四号であった。第二号及び第三号の刊行が遅れ、第二号はまもなく四月八日に発兌、第三号の発兌日については不明のまゝである。この二冊が遅れて発兌になった理由には、そこに掲載されている論議と無関係ではなかったと思われる。別表⁽³⁾でも明らかなように、第二号の内容は福沢諭吉が提起した

学者職分論に対する明六社の人々、加藤弘之、森有礼、津田真道、西周四人による反論で占められている。この議論はもとも明六雑誌に掲載される予定であったものが、福沢の『学問のすゝめ』のうちに掲載されたものであった。⁽⁴⁾しかし、その内容は明六社の人々を具体的な対象として想定しながら、洋学者の役割について論じたものであり、洞察力の豊かな福沢は敢えて挑発的な問題提起を断行したのである。

この議論は結果的に明六社における福沢論吉の立場を鮮明にするとともに、一方の立場を代表する森有礼との対照を明らかにすることになった。この出発点における二つの対照的な視点の存在は、実はそのまゝ明六社の抱えた集団的な内部矛盾であったことを先の拙稿で指摘しておいた。⁽⁵⁾

一方、第三号に掲載された六編の議論のうちには、森有礼の「民撰議院設立建書之評」と題する議論が含まれている。初代社長を務める森は、結成の当初から明六社が学術文芸の会社であることを度々強調しているが、後の『演説』においても、明六社での発論は「専ら教育ニ係ハル文学技術物理事理等凡ソ人ノ才能ヲ富マシ品行ヲ進ムルニ専用ナル事柄」であることを唱い強調してい

る。そして、さらに「時ノ政事ニ係ハリテ論スルカ如キハ本来吾社開会ノ主意ニ非ス」と述べ、明六社を主導する森はほど同時並行して論議を呼んでいた民撰議院論争に巻き込まれることを極度に警戒していた。

それ故に、森の「建書之評」は確かに直接「建書」の内容やその政治的根拠に正面から触れることなく、主として「建書」を提出した参議たちの「信義」を問題にしているのである。こゝで内容を詳しく検討する紙幅をもたないが、森の発言は「今時ノ忌嫌ニ触ルコトモアルヘシ。是レ止ムコトヲ得サルニ出ルモノナリ」との自己弁護にみられるように、この発言には躊躇がみられる。第三号発兌の遅延は以上のような議論との関係が大きな理由となったといえよう。

この二つの論議は、当時なお新奇な情報媒介手段であった新聞・雑誌上を大いに賑わし、世論を喚起したことは疑いえない。そして、これを契機に新聞・雑誌の社会的価値と機能も認識され、質量ともにさらに一層国民の理解を得るところとなった。明六社の有力社員の一入である津田真道はその発論『政論ノ三』の中で「前参議副島氏等民撰議院ノ建言アリテヨリ以来互ニ弁駁方ヲ尽シ攻守力ヲ竭シ新聞紙上恰モ一種ノ戦場ニ似タリ」と当

時の世論の盛り上りを伝えている。⁽⁶⁾

「戦場」は新聞紙上ばかりでなく、雑誌も同様であり、当時の多くの知識人を巻き込み、さらに民衆の強い関心をひいた。そこにまたいわゆる投書ブームが起る契機があったといえよう。郵便報知は民撰議院論争を積極的に支持して、紙面の増幅ばかりか、この論争のために特別に「附録」まで発行して国民の関心を煽っており、投書ブームに拍車をかけている。

しかし、この投書欄を積極的に利用したのは、実際にはやはり当時の知識人層であった。彼らの多くは偽名を使った官吏や禄を失した旧士族、平民出身の場合に、その多くは豪農豪商あるいはそれに準じる人々である。そこには明治六年四月十日付の太政官達に「在官者の官中事務を私に新聞紙に掲載を禁止」するという規制が働いていたと思われる。⁽⁷⁾ それにも拘らず、偽名を使って投稿する者は多く、当時ひとつの流行現象を生んだ。⁽⁸⁾

新聞の投書欄には明六社の活動あるいは明六雑誌の諸論説に関連して投稿している者を見出せるが、彼らも明六雑誌の読者層を形成する者である。郵便報知をはじめ、東京日々、朝野新聞の各紙の投書欄には、明六社の活動に関連した投稿がいくつか散見できる。

先掲したように、明六雑誌第二号は、福沢諭吉の学者職分論に対する明六社の人々の論評でうまり、いわばその特集号であった。内容が話題になっていた都下の名家たちによる明六社の人々を具体的な対象にしていただけに、市井の人々の間においても多くの議論を呼んだ。

「八町堀岡崎町に住む千葉県下の平民」と称する人物の投書は、明治七年四月十五日付の郵便報知に見出せるが、同じ内容の投書がやはり同日付の東京日々に「耕山直」の署名入で見出せる。この人物の素姓は不詳であるが、同じ人物の投書が他にも二、三みられ、彼は当時の投書魔のような存在であったと思われる。次で、郵便報知には「浜松県下の一丈夫」なる人物の発言があり、その後すぐ関連して右を批判する意見が続いている。さらに同紙には「浜松県下龍水の西に住する閑々農夫也」と称する者の反批判があるなど、投書欄はまさに「戦場」のごとくに論議が高揚していた。

これら投書家たちの発言内容を詳述する紙幅をもたないが、論旨は水準も高く、互いに自由な意見を交換し、この論議は長期化の傾向にあった。そして、明治七年七月三十一日付の東京日々には「広島県下寓吉川某」なる人物からの次のような投書がみられる。

余書肆ニ至ツテ何ゾ開化本ハナキヤト問フ主人目今
洋学博識ニ名譽アル福沢氏ノ学問ノ勸メヲ示ス一読
スルニ其所論一トシテ理ニ当ラザルナシ氏ノ博学多
識始テ我が頑心ヲ洗フ又一曰書肆ニ於テ明六雜誌ト
題スル小冊アルヲ見ル表面ニ福沢氏ノ論ニ答フトア
ルヲ以テ又コレヲモ購求シ学問ノ勸メト照合シテコ
レヲ閱スルニ両論説得テ理ニアタラザルナシ然トモ
理ハ一ニアツテ二ニアラス余輩ノ愚見ニテハ大先生
方ノ高論ノ黑白ヲ判スルヲ得ズ却テ惑ヒヲ生ズルノ
ミ因テ貴社ニ托シテ福沢先生ニ其是非ヲ問フ先生己
ニ筆末ニ記スモシ此論ヲ排シ外ニ見アラバ予悦ンデ
其論ニ與セントアルヲ見レバ明六雜誌ノ答論ニ否ヲ
ザルヲ説カレシカ將タ此論ニ與ミセラレシカ請フ其
可否ヲ新聞上ニ掲載アツテ愚蒙ヲ啓セラレンコトヲ
願フ

この広島県に住む投書家は、書肆にて福沢の『学問の
すゝめ』を購求め、いち読してその合理性と博学多識に
深い感銘をうけたという。そして、この問題提起に関連
した論評でうまる明六雜誌第二号をやはり書肆で購入し
て『学問のすゝめ』と照合しながら読破、両論とも首肯
できる論理を尽しており、自ら正否の判断をしかねると

いう。

右の事実からも明六雜誌はかなり急速に地方へも流布
しており、書肆でも購入可能であったことが解る。福沢
による学者職分論の問題提起は、明六社の人々ばかりで
なく、市井の人々の議論への参加を促すことになり、結
果的に西村が期待したように、「卓犖奇偉論、千古不磨ノ
説」は明六社中から興るところとなったのである。

次に、民撰議院論争を通じて明六雜誌の読者になった
者もあり、やはり新聞の投書欄に散見できる。例えば、
明六雜誌第十三号（明治六年六月刊とあるが、実際には
七月か？）に掲載された阪谷素の「民撰議院ヲ立ルニハ
先政体ヲ定ムベキノ疑問」に関連して、次のような投書
が見出せる。

予頃日明六雜誌を読第十四号に至る予か輩明六雜誌
を読ハ盲人の大象を牛するの如し然りと雖も盲ハ盲
にしてその裨益を得る少なしとせず請ふ阪谷君の民
撰議院疑問に諸賢哲の荅示あらハ早く発兌あらんこ
とを是祈る併せて貴社新聞に依頼す

陸奥北郡七戸村 山田改一

この人物の素姓は不明であるが、陸奥北郡七戸村とは
現在の青森県七戸町であり、当時はかなり辺鄙の地であ

ったと思われる。しかし、この読者は日頃から明六雑誌を愛読しており、すでに十四号に達しているという。この人物はおそらく予約による定期購読者ではなからうか。

さらに、明治七年一月の『建言書』の提出に対応する形で、明六社の異色の社員であり、会計として役員を務めた清水卯三郎が明治七年三月十九日付の郵便報知へ「民撰議院の論」を投稿している。「時ノ政事ニ係ハリテ論スルカ如キ」を当初から廃した社長森有礼の主張を入れて、明六社の忠実な社員である清水は、自らの発言の場を新聞の投書欄に求めたのであろう。学術文芸の結社であることに固執する森有礼の主張は、明六社の人々の発言に終始枠組を与えることになり、その結果は明六社の活動を短命にしたといえよう。清水の投書に対する反応としては、翌月二十四日の投書欄に「山田蒼洲」なる人物のものが見出せる。

また、明治七年四月八日付の東京日々新聞の投書欄に「浅野六次郎」なる人物が次のような投稿をしている。

森君再ヒ民撰議院設立建言ノ評アリ蓋シ数郷ヲ箴スルニ親切ニシテ却テ民議論ニハ不実ノ如ク然リ故如何若シ其論国家ニ可ナルコトキハ何ゾ其人失誤ニ管

明六雑誌の伝播と読者層

センヤ願クハ論ノ当否ヲ聞カン人ヲ以テ事ニ及ボス
民議取ラザル所アリ

明六社を代表する社長として、その指導的立場にあった森有礼の民撰議院に関する発言は先述のように明六雑誌第三号に掲載された。投書の人物は民撰議院設立に対する森の曖昧な態度に疑問を呈している。この投書家は「知己ノ西村君」あるいは「豚児校ヨリ帰省ス」、そして「森君」などの文面から察して、西村茂樹や森有礼と親交のある明六社にごく近い良き批判者、理解者とみられる。このように、民撰議院論争は新聞・雑誌を媒介手段にして都市中心から広く地方へも流布していった。それは明治八年六月に開会を予定されていた地方官会議へ向けに収攬されていく。また、明治八年五月二十日付の成島柳北が局長を務める朝野新聞には「民野竈」の署名で次のような記事がみられた。

世ノ議論ガ追々高尚ニナリタル故カハ知ラ子ド兎角
此節ノ博学者先生ノ中ニハ早イ々々ト言フ論ガ大ニ
流行スルト見ヘタリ此間モ明六社員会合ノ席ニテ議
論アリシヲ看読スルニ何ゾ廃藩立県ノ早カリシヲ言
ハンヤ何ゾ民撰議院ノ尚早キヲ論ゼンヤ凡ソ世ノ開
明ニ益シ進歩ニ利アル各事ハ必ズ速ニ之ヲ為スヲ以

テ最モ急務ナリトスヘント我輩ハ深ク信ジタリ江湖ノ学者以テ如何トナス

この論者は明六社の定例会へも出席した経験をもち、明六雑誌を購読していたと見られる。論者にとって、博学多識の大家先生の高論議論は、すでに議論のための議論の様相を呈し始めており、何ら具体的な実践に移る気配もみえない観念的なものと映じ、少々イラ立ちさえ感じはじめている。それ故に、「必ズ速ニ之ヲ為スヲ以テ最モ急務ナリ」として、明六社の人々へ直ちに民権を実行するように要望している。しかもこの論者もまた明六社に親しい周縁にあり、その影響をうけた都市民権派のひとりと思われる。

このように郵便制度の全国的普及を背景にして、新聞や雑誌は急速に都市から地方へと流布して、文明開化の有効な手段として認知されていった。明六雑誌の読者層の形成も右の脈絡のうちに実現していく。地方在方の読者の多くは、旧士族や農民・商人であろうと、また幕末維新の転換期にあって、政治的経済的に浮沈を経験した人々であろうと、都市（中央）と何らかの形で関係を持続させる必要があった人々である。その意味ではたとえ盛衰はあるにしても、彼らの多くは都市志向型の地方居

住者であった。また、多くは旧幕以来の村落指導者であるか、それに準ずる者、そして禄を失った下級士族である。そこでは在地から自生萌芽した自由な精神に基づく民権の形成になお時間を要した。

しかし、新聞や雑誌の購読者たちのうちに、次の十年代に地方各所に広がりをもせる民権運動への思想的な橋渡しの役割を果す者も登場してくる。

明治八年六月二日付の郵便報知の「論説」は、当時の都市と農村の、あるいは中央と地方の政治的文化的な格差を適確に把えたるうえで「近来微かに自由精神の県地に萌生するを見得たり」として次のように述べている。

我輩ハ漸く諸県下に自由精神の萌生せるを見得たるなり想ふに此自由精神の萌生せる原因ハ人氣を引き立てるべき小冊子（福沢氏の学問のすすめ及明六雑誌等）や新聞紙の拡及（我田に水を引くよふなれど）に本づかざるを得ず

この論者は「我輩ハ素と九州辺の一小村に成長し……」と書き出しており、豊後佐伯の旧藩士で、福沢諭吉の肝煎で報知社へ入社を果した藤田茂吉と思われる。我田引水を自認しながら、論者は情報伝達手段としての新聞や雑誌の役割機能を高く評価し、そこに萌生してきた

自由の精神は、漸に都市と地方の格差を埋めつゝあり、来たるべき地方会議へさらに一層の高揚をみせていると説いている。

以上のように、新聞・雑誌の盛行を背景にして明六雑誌の読者層は形成されてきた。その他、新聞の投書欄に散見できる読者層とは別に、明六社の定例会へも客員として参席した経験をもつ植木枝盛、在地の民権家として活躍、自ら新聞発行も企図した森多平、やはり民権運動を指導した上条螳司もまた明六雑誌の愛読者であり、そこから少なからずの影響をうけていた。

土佐藩士の家に生まれ、同郷の板垣退助らとともに立志社を起した植木枝盛と明六社の関係は、明治七年六月五日、枝盛十七才の時の『日記』に「明六誌を求む」との記載に始まる。植木は明六社の発足時からその活動に関心をもち、月二回の定例会へも客員の資格で熱心に参席し聴講していた。近代思想の受容に貪欲な熱意を示した植木は、明六社の定例会だけではあき足らず、開会間もない三田演説会へも足繁くかよい、福沢諭吉の『文明論之概略』を愛読していた。

こうした過程を経て、植木は西欧の近代思想から多くを学び、自ら民権伸長のための活動を推進した。それ故

に植木の思想形成は下からの民権の立場に固執し、上から設置された県会に強く反撥していく。そして、植木は自らも地方民会や洲会の組織化に努め、それを民権活動の過程で実践、理論的に裏付けていったのである。こうして急速に民権運動の実践へ傾斜していった植木は、明治九年二月十五日付に郵便報知に「猿人政府」と題して、政府の凶暴を罵った一文を投書、政府当局の怒りをかき、禁獄二ヶ月を宣告されている。しかし、『日記』によれば、この投書の後も、植木はすでに雑誌を廃し、定例会のみとなった明六社の会合へは参席していたようである。

また、下伊那（現、飯田市上川路）の在地で庄屋を務める森多平の場合は、幕末期から当地の庄屋頭を務める比較的家格の高い農家である。維新後も戸長を歴任して、飯田周辺に展開された地租改定反対の運動へ参加、その指導的立場にあった人物である。因に、明治六年の時点における森多平家の農業経営規模は、所有田畑一町八反七畝余を自作し、他に二百三十石の酒造、五十枰の手挽製糸を経営、年雇三人、女工十九人を雇傭する典型的小規模のマニユ・ブルジョアであった。その点では自生的な在地資本を担う者として順調な成長を遂げていた。

しかし、「人ヲ苦メ己ヲ利セント欲スルモノハ、却テ人ニ利セラレ其身ヲ苦シム」として、明治七年六月に村役人を辞職している。その後の森多平は、上下伊那郡周辺の地価改定斗争に身を投じ、その先頭に立って運動を推進することになる。明治十四年にはこの地域の民権運動の先駆となる飯田事件を支えるべく、自ら地方紙「深山自由新聞」を創刊、発起人として参画し、その中心人物として社主を務めた。そして、翌十五年八月二十七日に自由党へ入党している。

こうした中で、森多平は同村の富裕農である清水勘七の殺害事件に絡んで嫌疑をかけられることになる。この事件に関連して筑摩県のとった措置に対し、多平は「抑圧惨告ナルヲ識リ」、その真相究明のために、東京司法省へ様子申達に出向き、その際、三田へ福沢諭吉を訪ねている。

司法省飯田支庁へ「御無体之廉ヲ一通申上」た多平に対して、支庁の対応はたゞ「官吏大ニ黙ス」だけであつたという。そこで多平は今だ地方政治の「惨酷」であることを知り、中央の司法省への直訴を決意することになる。上京を果した多平に対して、当時すでに当代一級の知識人であつた福沢は、多平を激励するだけでなく、訴

訟費や滞在費まで心配してやるなど、苦境にあつた多平を感激させている。こうした日常の生活場面における斗争を通じて、福沢の存在を知つた森多平は、これを契機に明六雑誌、郵便報知、読売等々の新聞、雑誌を購読するようになる⁽¹⁰⁾。

同じような人物に東筑摩郡今井村の農家出身である上条蠧司がいる。上条は先の森多平も関係したことのある、松本地方を中心にくり広げられた国会開設請願運動を推めた奨匡社の指導者の一人であつた。国会開設を推進する民権運動家としての上条は、河野広中、片岡健吉らに接触し、明治十三年二月に奨匡社の運動を興すことになる。上条蠧司の思想形成、さらに実践活動に明六雑誌がどれだけ影響を与えたかは不詳である。しかし、上条のもとには明六雑誌第二十三、二十五、二十八、三十号の各号の存在が確認されている⁽¹¹⁾。

次で、右のような在方の民権家とはやや立場を異にする読者もあつた。兵庫の北風家は旧幕時代から海運業、倉庫業を営み、全国的な規模で商品流通圏を支配して一大勢力を築いた豪商である。その北風家の惣支配人を務めた喜多文七郎の『日記』には、商品取引の記載とともに、次のような記事がみられる。

明治八年二月十九日、明六雑誌、油仁（宮北仁右エ門）へ廻ス

詳しい記載はないが、この他にも明六雑誌を度々購読しており、またそれを数人の仲間で廻読していたらしい事実がみられる。喜多文七郎は、この他にも「評論」「曙」「采風」「神戸」等々の新聞に目を通し、「輿地誌略」なども愛読していたようである。⁽¹²⁾

以上、森有礼の『演説』に示唆をえて、明六雑誌の伝播とその受け手となる読者層を概観することができた。そこには維新後に急速に整備されつつある近代的な社会諸制度、とくに郵便制度の施行とその全国的普及を背景にした新聞・雑誌の隆盛が大きな条件になっていた。明六社の人々を巻き込んだ民撰議院設立論争と福沢の問題提起になる学者職分論争は、これらを条件に議論の輪を広く市民の間へも拡げた。と同時に、こうした議論の過程を経て、逆に新聞・雑誌の社会的評価が漸く正当化される契機となったのである。

書物からはもちろんのこと、実際にも外国での豊かな生活体験をもつ明六社の人々は、あらゆる知識・情報の蓄積とその伝達を文明の進歩、国の独立維持に関わるも

のとして重要視していた。月二回の定例会の実施と明六雑誌の刊行は、そのための新奇な、しかも有効な手段の実践であった。彼らにとって、社会の進歩と多様化は必然的に人間相互の分化・多様化を意味しており、それもまた文明社会の条件と映じた。相対的であるにしても、すでに自由の時代にあつて、明六社の人々は諸個人を結び付けそこに相互性のあることを強く意識している。

例えば、杉亨二は『人間公共ノ説』において「凡ソ法ヲ立テ制ヲ設ケ律ヲ定メ式ヲ作ル等、皆人間ノ交際ニ由テ興ラサルハ無シ」と述べている。⁽¹³⁾「交際」とは人間の社会的要件であり、西周はそれを「社交」と呼んだ。あるいは、それを「交換」「交易」と唱する明六社の人々の観念は、明六社の主旨である「同志集会シテ異見ヲ交換シ知ヲ広メ識ヲ明ニスル」ことと一致するものであつた。その意味では、月二回の定例会と明六雑誌の刊行は、まさに明六社の理念を実践する「交換の場」であつたといえよう。

若い社員の一人、箕作麟祥は、バックルの『英国開化史』をかりて「開化ノ進ムハ政府ニ因ラス人民ノ衆論ニ因ルノ説」を説いている中で、そのような交換の「場」がつねに人民に開かれている必要があると主張してい

る。⁽¹⁴⁾ こうみると人民の啓蒙教育、文明の開化を推める明六社の人々にとって、明六雑誌の刊行はその手段であるだけでなく、彼らの基本理念の実現であったといえる。

註

(1) 『明治事物起原』には「一種の新聞を数人にて回読し、或は新聞縦覧所にて読ませ、或は大切に綴込を保存し、或は田舎者が出京の土産ものとしたるなど、価の高貴なりし結果自ら然るべきことなり」とみられる。また、郵便報知(明治六年七月三十一日付)には、浅草金龍山奥山に設けられた訓読場が紹介されている。

(2) 明治五年九月廿七日、山梨県では管下の各区正副戸長に命じて、新聞記事を通俗的に解き話す新聞解話会を設けている。『明治事物起原』

(3) 『民撰議院設立ノ建言』の左院への提出は、明治七年一月十七日であった。翌十八日には全文が日新真事誌に掲載されている。また、『学問のすゝめ』の第四編「学者の職分を論ず」の刊行は、明治七年一月であり、いずれも明六社の発足に前後する時機にあたる。

(4) 第二号冒頭には「是先生此社ノ為ニ著ハス所ニシテ、素ヨリ此誌中ニ載スヘシト雖モ……」と但書がみられ、『学問のすゝめ』第四編との併読を示唆している。

(5) 先掲拙稿参照のこと。

(6) 明六雑誌第十二号所収。

(7) 『法令全書』明治六年。

(8) 例えば、福地源一郎(桜痴)は「猫尾道人」、成島柳北が「柳北仙史」、古沢滋は「橘(立花)光臣」、大内青巒は「柳岳漁史」と称しており、中には「間久奈加留太」の名前で官民議院論を説く者もあった。

(9) 高知新聞社編『植木枝盛日記』。

(10) 飯田市上川路・森弘家所蔵文書。とくに「微功録」「夢中記」「日記」など日記記録類。尚、森多平については、後藤靖「豪農民権家の誕生」(立命館大学紀要)参照のこと。

(11) 有賀義人『上条蛸司の自由民権運動とその背景』鶴林堂刊、昭和四十二年。

(12) 喜多文七郎『日記』、国立国会図書館所蔵。

(13) 明六雑誌第十六号所収。

(14) 明六雑誌第七号所収。